

平成 28 年 度

事業 報告 書

公益財団法人千葉市保健医療事業団

I 平成28年度事業概要

第1 事業活動の概要

地域住民の健康増進と地域医療の発展への寄与を基本目標に、千葉市の施策と市民ニーズを踏まえ、千葉市休日救急診療所の指定管理者として市民サービスの向上・経営の効率化を推し進めるとともに、救急医療確保対策等事業、看護師養成事業、健康づくり推進事業を実施した。

また、千葉市から総合保健医療センターの施設管理事業を受託した。

第2 事業内容

1 公益目的事業

(1) 千葉市休日救急診療所管理運営事業（指定管理事業）

千葉市医師会、千葉市歯科医師会、千葉市薬剤師会の協力のもと、救急患者を対象に、日曜日、祝日及び年末年始の昼間における初期診療を実施した。

また、ねたきり老人・心身障害者（児）の歯科診療を、原則として毎週木曜日に予約制により実施したほか、災害時における医薬品等の備蓄事業を実施した。

ア 休日救急診療実績

(ア) 診療科目別患者状況（診療日数 72日）

（単位：人）

区 分	内科	小児科	外科	整形外科	眼科	耳 鼻 いんこう科	歯科	合計	処方せん 枚 数
患者総数	6,404	5,637	1,725	2,572	1,065	2,323	742	20,468	16,299
1日平均	89.0	78.3	24.0	35.7	14.8	32.3	10.3	284.3	226.4
割合(%)	31.3	27.6	8.4	12.6	5.2	11.3	3.6	100	

(イ) 居住地別患者状況

（単位：人）

区 分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑 区	美浜区	市 外	合 計
患者総数	4,907	2,324	3,214	2,598	1,793	3,025	2,607	20,468
1日平均	68.2	32.3	44.6	36.1	24.9	42.0	36.2	284.3
割合(%)	24.0	11.4	15.7	12.6	8.8	14.8	12.7	100

イ ねたきり老人・心身障害者（児）歯科診療実績

(ア) 対象別患者状況（診療日数 43日）

（単位：人）

区 分	ねたきり老人			心身障害者（児）			合 計
	男	女	計	男	女	計	
患者総数	115	104	219	259	124	383	602
1日平均	2.7	2.4	5.1	6.0	2.9	8.9	14

(イ) 居住地別患者状況

(単位：人)

区 分	中央区	花見川区	稲毛区	若葉区	緑 区	美浜区	合 計
ねたきり老人	52	41	44	36	2	44	219
心身障害者（児）	60	57	52	81	88	45	383
計	112	98	96	117	90	89	602
割 合（％）	18.6	16.3	15.9	19.4	15.0	14.8	100

ウ 調剤業務

休日救急診療及び寝たきり老人・心身障害者（児）歯科診療に伴う調剤業務を実施した。

エ 災害時医薬品等備蓄事業

千葉市地域防災計画に基づき、災害発生時における医療救護活動が迅速かつ円滑に行えるよう、地域の一拠点として医薬品・診療材料等の備蓄管理を行った。

(2) 救急医療確保対策事業（受託事業）

千葉市からの委託を受け、在宅による産婦人科当番医の確保、テレホンサービスによる診療案内及び休日や夜間等の救急患者に対応するための救急医療機関の確保を行った。

ア 産婦人科在宅当番医制

市内の産婦人科28医療機関の輪番により、72日間の診療日数を確保した。

（受診患者数 223人、1日当たり 3.1人）

イ テレホンサービス

区 分	電話番号	案内日数	案内総件数	1日平均件数
千葉市休日救急診療所	(244)5353	72	5,950	82.6
産婦人科休日緊急当番医	(244)0202	72	472	6.5
夜間外科系当番医療機関	(244)8080	365	4,757	13.0

ウ 二次救急医療機関確保（病院群輪番制）

市内の病院の協力を得て、休日等及び毎夜間の二次医療機関を確保した。

(単位：施設)

区 分		内 科	小児科	外 科	整形外科	産婦人科	産 科
休日の二次救急医療機関	協力病院数	19	4	11	9	3	
	待機病院数	2	2	1	1	1	
夜間の二次救急医療機関	協力病院数	17	3				3
	待機病院数	2	1				1

エ 年末年始初期診療医療機関確保

10施設の協力を得て、年末年始における内科・小児科の急病患者に対する初期診療の充実を図った。

オ 夜間外科系救急医療機関確保

夜間の急なケガや病気などの患者に対応するため、市内19医療機関の輪番により毎夜間・1医療機関が午後6時から翌朝午前6時まで診療に当たっている。

また、処置困難な患者等の受入については、両市立病院をはじめ後方支援の確保を図り対

応している。（受診患者数 11,043人・待機日数 365日）

患者数実績

（単位：人）

区 分	初期医療機関	後方支援病院 両市立病院及び みつわ台総合病院	非当番協力 医療機関	三次医療機関	合 計
患 者 数	6,568	833	3,163	479	11,043
1 日 平 均	18.0	3.8	8.7	1.3	—

※初期医療機関が後方支援を同日に行った場合、初期医療機関に患者数を含めている。

(3) 看護師養成事業（自主事業）

平成29年3月に第1看護学科40人が卒業。

第106回看護師国家試験に卒業生40人が受験し、40人全員が合格した。

市内就職率は第1看護学科が82.5%であった。

ア 卒業生数

学科名	入学時 学生数	単位未修得者		卒 業 生		
		退学者	留年者	現 役	留年者	合 計
第1看護学科	40人	2人	0人	38人	2人	40人

イ 国家試験（新卒者）

第1看護学科			全国平均	
受験者数	合格者数	合格率	合格率	うち新卒者
40人	40人	100%	88.5%	94.3%

ウ 進路状況

学科名	卒業 者		市 内		市 外		その他	県内計 (再掲)
			市立病院	他の医療 機関	県内	県外		
第1看護学科	40人	人数	24人	9人	6人	1人	0人	39人
		割合	60.0%	22.5%	15.0%	2.5%	0%	97.5%
		人数	33人		7人			
		割合	82.5%		17.5%			

エ 入学試験

学 科		試 験 日	定員	応募 者数	倍率	受験 者数	合格 者数	倍率
第1看護学科	指定校推薦	平成28年11月5日	20人 程度	27人	1.4倍	27人	27人	1.0倍
	公募推薦	平成28年11月5日	20人 程度	28人	1.4倍	28人	25人	1.1倍
	一般(Ⅰ期)	平成29年1月5日・7日	40人 程度	110人	2.8倍	104人	30人	3.5倍
	一般(Ⅱ期)	平成29年3月7日	若干名	36人	6.0倍	30人	6人	5.0倍

(4) 健康づくり推進事業（自主事業）

健康づくりの推進・普及啓発として、また、千葉市の「健康づくり週間」の一環として、平成28年10月15日に、健やか未来都市ちばプラン推進協議会、千葉市及び当事業団の共催により、「健やか未来都市をめざして ～みんなで支えあい、健康づくりの輪を広げよう～」をテーマに健康フェアを行った。

ア 健康フェア

“きぼーる”において、健康づくりに関する各種相談や指導・展示を主とするイベントを開催した。

《参加団体》 24団体

《入場者数》 2,450人（延7,380人）

- 《内 容》
- ①健康相談 医、歯、薬、栄養、放射線、心の悩みや育児などの相談、女性の健康相談、ムシ・ムシ相談
 - ②病気の予防 禁煙相談、体脂肪測定、血圧測定、生活習慣病、血管年齢測定、健口体操、骨密度測定（事前予約）、口臭測定
 - ③食生活 食生活に関する指導、パネル展示、家庭内の食品衛生、包丁の基本技術指導、親子料理教室（事前予約）
 - ④健康増進 健康づくり大会ウォーク、骨盤のセルフケア、代謝改善体操

(5) 救急医療知識の普及啓発事業（自主事業）

救急医療普及啓発用パンフレット（急病になったときのために）を作成し、千葉市各区消防署が9月に開催する救急フェアにおいて来場者に1,200部配布した。

(6) 訪問歯科診療事業（受託事業）

歯科診療の機会に恵まれない、ねたきり老人等の歯科診療を実施した。

予 診 者 数	訪問診療終了者数	協力医訪問延べ回数
66人	25人	99回

2 収益事業等

(1) 千葉市総合保健医療センター管理事業（受託事業）

千葉市から委託を受け、保健所、環境保健研究所、環境情報センター及び休日救急診療所等の複合施設である千葉市総合保健医療センターの施設管理を実施した。

本センターについては、一般市民や休日救急診療所の患者等、多数の者が来所する施設であることから、来所者の利便性や衛生面の向上を図るため、休日救急診療所内トイレの一部を洗浄機能付き便座へ改修したほか、休日救急診療所に係わる1階トイレ内の手洗い器を自動水栓に交換した。

また、昨年度に引き続き館内の節電を実施するなど、経費の節減に努めた。

3 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用方針

(1) 当事業団は、理事会において業務の適正を確保するための体制に関して次のとおり決議いたしました。

ア 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款等に適合することを確保するための体制

- ① 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定め、コンプライアンス全体を統括する組織として、専務理事を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、事業団におけるコンプライアンスの徹底を図る。
- ② 監事は、監事監査規程に基づき、業務の有効性・効率性及び財産管理の実態を調査し、理事及び職員の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認し、その結果を理事会に報告する。
- ③ 理事会は、法令、定款及び理事会運営規則その他の規定などに従い、重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

イ 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 理事の職務執行は、法令及び定款のほか、理事会運営規則、役員等職務権限規程等に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、定款に基づき理事会議事録に記録され、その記録は文書取扱規程に基づき適切に保存及び管理する。

ウ 理事の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 定款及び理事会運営規則に基づき、通常理事会を2回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。
- ② 業務執行の迅速化及び効率化を図るため、定款に基づき業務執行理事が業務を分担し執行する。

(2) 上記業務の適正を確保するための体制の運用方針の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき取組みを行うとともに、内部統制システムの運用について不備がないかモニタリングを行うほか、当事業団の職員に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに関する意識づけを行うこととしています。

附 属 明 細 書

平成２８年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第３４条」に規定する附属明細書「事業報告書の内容を補足する重要な事項」に該当する事項はありません。